

○議長（茅沼隆文）

日程第2 新庁舎に関する調査特別委員会中間報告を行います。この件につきましては、平成28年12月20日付けで、新庁舎に関する調査特別委員会により、開成町議会会議規則第46条第2項に基づく中間報告書が提出されております。委員長に報告を求めます。

新庁舎に関する調査特別委員会委員長、菊川敬人委員長。

○新庁舎に関する調査特別委員会委員長（菊川敬人）

それでは、報告いたします。

平成28年12月20日、開成町議会議長、茅沼隆文様。新庁舎に関する調査特別委員会委員長、菊川敬人。

新庁舎に関する調査特別委員会中間報告。

新庁舎に関する調査特別委員会における調査の経過及び結果について、開成町議会会議規則第46条第2項の規定により中間報告をいたします。

本委員会は、新庁舎建設に関する諸般の審査や調査を行い、その建設促進に寄与することを目的として、平成27年議会12月定例会議において、議長を除く11名の委員をもって設置されました。

特に議論の過程において、本委員会としては、「新庁舎建設の必要性」、「新庁舎の規模と機能」、「新庁舎の建設手法と財源」、「新庁舎の建設場所」の4項目に絞って検討すべきとの総意に至り、9回の特別委員会を開催し調査を進めてきた結果は次のとおりであります。

1、新庁舎建設の必要性について。

昭和45年に建設された現在の庁舎は、築後46年余りが経過し、老朽化が顕著であります。この間、毎年の人口増加に伴う行政需要の増大や電算化等への対応から増改築を繰り返してきましたが、平成17年に実施した耐震診断調査では、震度6強の地震に対し、庁舎一部では現耐震基準を満たさず、倒壊又は崩壊する危険性があることから、総体的に危険性があるものと評価されたところであります。

この問題点を解決するためには大幅な改修が必要となり、加えて空調、電気等省エネルギーについては、今後大規模な改修、または、更新が必要と見込まれます。

また、現庁舎は町民センターと分庁舎化され、窓口業務が分散しているため、来庁者に多大な不便を来しているだけでなく、業務執行上も極めて非効率であると思われまます。

2、新庁舎の規模と機能。

新庁舎の規模については、必要とされる延べ床面積は建設費抑制に向け、設計段階において十分な精査を行う必要があります。

新庁舎の機能については、既成市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を総合的・一体的に推進し、第五次開成町総合計画に定める都市像である「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち・開成」を実現するためには、町庁舎を核とするにぎわいのある将来へ向けたまちづくりを目指すべきであります。今後の行政需要

に即応し、利便性の向上や行政運営の簡素・効率化、高度情報化をはじめ、二酸化炭素発生抑制の抑制を目指し、自然エネルギーを活用した省エネルギー化等を図るとともに、町民の安心・安全を守るための防災・減災に対応する拠点機能を兼ね備えた庁舎建設は、町の喫緊の重要な課題であります。

3、新庁舎の建設手法と財源。

庁舎の建設場所については、まちづくり等の観点から重大な問題であります。町民の利便性を考慮するとともに、行政・文化拠点である中部地域の質の高いサービスを提供する公共施設の整備・充実や町民センターとの関わり、建設後の移設費などの見地を総合的に勘案すると、新庁舎の位置は現在地及びその付近とすべきであります。また、建設手法については、現在取り入れられている複数の事業手法を参考に、建設に関する構造形式、コスト、工期等を総合的に比較し判断する必要があります。その財源については、積極的な基金の積み立てを行うとともに、国、県からの補助が受けられるよう、努めることが重要であります。

4、新庁舎建設に関する提言。

(1) 新庁舎建設に伴うプールの取扱いについて。

プールについては、まちづくり町民集会の中でも必要性について意見が出たことを重く受け止め、特に開成小学校プールの建設は、保護者等からの意見を十分に聴き、新庁舎着工までにプール建設についてスケジュール等を明確に示すこと。

(2) 建設費用等について。

ア、庁舎建設費用については、社会情勢の動向を注視し、本町の財政状況に十分鑑み、将来的な町民負担の軽減とライフサイクルコストの観点を踏まえ、過大投資とならないよう、抑制に努めること。

イ、財政に関するシミュレーションを十分行い、庁舎建設後の財源確保と重要施策等の実施を考慮し、健全な財政運営が図れるよう、実施設計及び建設に努めること。

ウ、庁舎建設については、総合防災センターとして町の拠点となる機能の確保に合わせ、環境負荷低減に考慮し、耐震性にすぐれ、災害に強いものであること。また、必要な機能、性能を確保した上で、ランニングコストの縮減が図れるよう、経済性に配慮すること。

(3) 建設スケジュールについて。

本町の財政状況や建設資材を含む総体的な価格の動向を十分鑑みた上で、工期・進捗管理に努めること。

(4) 建設規模について。

将来的な人口変動が生じたときに対応できるように、役場機能の強化及び業務プロセスや行政改革の視点から十分な検証を行い、業務及び当該機能を集約すべき職員数を検討した上で、適正な規模とすること。

今回の報告は、町当局より様々な角度から検討された内容についての説明を受け、検討を重ねた結果であります。中でも、4月14日に発生した熊本地震によって被

災した多くの自治体の庁舎機能が失われ、災害からの復旧・復興に支障をきたした現状を目の当たりにし、本町における庁舎の防災機能の確保が最重要課題とすべきと改めて認識しました。よって、来年1月から予定している実施設計に先行して提言するものであります。

なお、本中間報告をまとめた過程における委員間討議の主な委員意見については、次のとおりであります。

プール関連意見。

町民集会では、プールに関する意見が多数出された。消費税が上がる前に竣工予定であるが、もう少し慎重に進めるべきである。町民集会でプールや町民センターについてこれだけの意見が出されたことは、議会として重く受け止めるべきである。プール建設の費用、スケジュール等、庁舎建設を着工する前に示してもらう必要があるのではないかと。プールについては学校と調整しながら、今年度中に方針決定すると答弁している。小学校の中に1.5億前後の費用で建設するよりは、民間を誘導し、そこで未病関連施設と位置付け、学校外にオールシーズン使用できる町民プールを建設したらどうか。南足柄の体育センターのプールを使用するにしても、1年ならまだしも4年、5年も使用するとなると、町民にきちんとした説明が必要である。プールについては、保護者や学校の意見を十分に聴いた上で、慎重に判断すべきである。町民プールが老朽化していることは理解できるが、現時点ではペンディングすべきと考える。町民プールの件は、町民からも様々な意見があるので、もっと議論すべきである。プールと庁舎建設は切り離して検討すべき。町民プールの廃止は町長が断言している。庁舎建設をまずは優先すべきである。プールはまちづくりの中のひとつとして考えるべきである。老朽化による公園遊具の撤去等、子どもの居場所が少なくなっていると感じる。町民プールのあり方も含めた中で、29年度中に検討し、建設スケジュール等を示すべきである。

新庁舎の建設場所、機能等について。

建設費用抑制のため、庁舎北側臨時駐車場に2階建て庁舎を建設し、議会関連施設は町民センターを改修して庁舎と分けるべきである。議場は簡易的のものでも可。町民センターは、今までどおり町民のための施設として活用すべきである。議場を町民センターにした場合、図書室や大会議室の代替等も考えなくてはいけない。議場については、基本設計どおり庁舎3階に設置すべきである。将来合併となった場合、議場が物置化している自治体もある。議場を庁舎と切り離すのも建設費の抑制になるのであれば庁舎と別で構わない。本特別委員会設置当初は議場を町民センター3階というのに賛成はなかったと記憶しているが、今回、意見が変わっている。委員会としてどう考えるか。

このように委員の意見が分かれたため、新庁舎の建設場所等については採決を行い、基本設計案5名、議会関連施設町民センター活用案5名の同数となり、委員長採決により町当局が示している基本設計案とすることになった。

以上、本委員会の中間報告とします。

○議長（茅沼隆文）

以上で、日程第２ 新庁舎に関する調査特別委員会中間報告を終了いたします。